

## 令和4年度第1回尾花沢警察署協議会の開催

日 時	令和4年6月23日(木)午後2時から午後4時までの間
場 所	尾花沢警察署会議室
出席者	協議会委員：会長以下5名 警察署員：署長以下8名
議 題	1 交通死亡事故の発生に伴う安全対策について 2 改正道路交通法施行に伴う高齢運転者対策について

### 【協議内容等】

議 題	交通死亡事故の発生に伴う安全対策について	
	委員からの意見等	警察署の回答
	<p>消雪パイプが無くなる所などは危険で安全対策が必要と感じるので、対策としてどのようなものを考えているか。</p>	<p>交通死亡事故の発生を受けて開催した緊急対策会議の中で、道路管理者等と協議して対策を検討しています。</p> <p>警察では、速度抑制を促すため、規制標示を検討するとともに、パトカーによる見せる警戒活動と併せて、違反取締りも実施していきます。</p>

議 題	改正道路交通法施行に伴う高齢運転者対策について	
	委員からの意見等	警察署の回答
	<p>運転に不安がある高齢者は、運転免許証を返納するしか選択肢がないように思えるが、他に何か方法はないのか。</p>	<p>今回の道路交通法改正により、サポカー限定条件付免許が新設され、一定の基準を満たす車両であれば運転を継続できる選択肢が生まれています。</p> <p>また、一定の違反歴がある75歳以上の高齢運転者に対する免許更新時の実車の運転技能検査が義務化されますが、この検査は高齢者の方から長く安全に運転していただくための制度であるということを御理解願います。</p>

運転技能検査終了後に、身体的に異常を来す高齢者もいると思うが、この場合はそのまま検査を通過してしまうのか。

制度としては検査通過となりますが、運転技能検査終了後に、身体的に異常を来した場合は、当該高齢者や家族等から申告していただき、免許更新の可否について個別に対応していくことになります。

#### 【協議等の状況】

